

# 松山市定期報告対象一覧

■表1 特定建築物

区分	対象用途	対象用途の位置・規模(いずれかに該当するもの) (注釈:1)	報告時期(注釈:4)
第1種	1号 劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場は除く。)、公会堂、集会場	・3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるのもの ・客席部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの ・地階の床面積が100平方メートルを超えるもの ・主階が1階にないもの(劇場、映画館、演芸場に限り。)	【令和7年度報告】 R1年6月～10月末 (以後、3年目毎)
	2号 ホテル、旅館	・3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるのもの ・2階の床面積が300平方メートル以上のもの ・地階の床面積が100平方メートルを超えるもの	
	3号 体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (注釈:2)	・3階以上の階の床面積が100平方メートルを超えるのもの ・床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	
第2種	1号 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限り。)	・3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるのもの ・2階の床面積が300平方メートル以上のもの(注釈:3) ・地階の床面積が100平方メートルを超えるもの	【令和8年度報告】 R2年6月～10月末 (以後、3年目毎)
	2号 就寝用福祉施設(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホーム等)(表3参照)		
第3種	1号 物品販売業を営む店舗、百貨店、マーケット、展示場	・3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるのもの ・2階の床面積が500平方メートル以上のもの ・地階の床面積が100平方メートルを超えるもの ・床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの	【令和6年度報告】 R3年6月～10月末 (以後、3年目毎)
	2号 飲食店		
	3号 キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、料理店、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合		

■表2 建築設備等及び準用工作物 ※建築設備検査報告は対象外

区分	対象	条件等	報告期間(注釈:4)
表1の区分に準ずる	随時閉鎖式の防火設備(防火ダンパーを除く。)	・表1の建築物に設けたもの	【今年度報告】 R1年6月～10月末 (以後、毎年)
第2種		・上記以外で表1の第2種に該当する用途で、床面積200平方メートルを超える建築物に設けたもの	
昇降機等	エレベーター、エスカレーター(建築物に設けるもの)	・建築基準法施行令第129条の3第1項第1号、同項第2号に規定するもの	【今年度報告】 R1年4月～翌年3月末 (以後、毎年)
	小荷物専用昇降機(建築物に設けるもの)	・建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定するもの	
準用工作物	観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設(建築基準法施行令第138条第2項に規定するもの)	—	【今年度報告】 R1年4月～翌年3月末 (以後、毎年)

■表3 就寝用途の児童福祉施設等に該当するもの

就寝用福祉施設一覧	
・助産施設、乳児院、障がい児入所施設、助産所、母子保健施設	・盲導犬訓練施設、救護施設、更正施設
・老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供)、老人短期入所施設	・障がい者支援施設、福祉ホーム
・小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所	・障がい福祉サービス事業(就寝利用のある自立訓練)の事業所
・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	・障がい福祉サービス事業(就寝利用のある就労移行支援)の事業所

注釈:1 該当する用途部分が200平方メートル以下、または避難階のみにあるものは除く。

注釈:2 学校に付属するものを除く。

注釈:3 病院、診療所については、2階部分に患者の収容施設があるものに限り。

注釈:4 建築基準法の規定により検査済証(新築又は改築(一部の改築は除く。))の交付を受けた場合は、その直後の報告時期を除く。